

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第3項中「にあつては当該復帰」を「又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用」に改める。

第4条の29第2項第1号中「派遣条例第2条第1項の規定による派遣後職務に復帰したこと」を「次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）」に、「当該復帰」を「当該事由発生」に改め、同号に次のように加える。

ア 派遣条例第2条第1項の規定による派遣後職務に復帰したこと。

イ 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定による採用をされたこと。

第4条の29第2項第7号中「又は派遣条例第2条第1項の規定による派遣後職務に復帰したこと」および「又は復帰」を「又は事由発生」に改める。

第6条第3項中「をいう。）」の次に「もしくは公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。